



2021年5月13日

各 位

会 社 名 ニッケ（日本毛織株式会社）
代表者名 代表取締役社長 富田一弥
(コード番号 3201 東証第一部)
問合せ先 執行役員 財経室長 藤原浩司
(TEL. 06-6205-6635)

会 社 名 株式会社フジコー
代表者名 代表取締役社長 日原邦明
(コード番号 3515 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役 総務、経理・財務担当
村田義樹
(TEL. 072-772-1101)

ニッケ（日本毛織株式会社）による株式会社フジコーの完全子会社化に関する

株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ

ニッケ（日本毛織株式会社、以下「ニッケ」といいます。）及び株式会社フジコー（以下「フジコー」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、ニッケを株式交換完全親会社、フジコーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により完全子会社化を実施することを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、ニッケにおいては会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、フジコーにおいては2021年6月29日開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、フジコーの普通株式（以下「フジコー株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）において2021年8月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年8月27日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

ニッケグループは、2020年11月30日現在において、ニッケ、連結子会社54社及び持分法適用関連会社4社（フジコーを含む。）を中心に構成されており、毛糸・毛織物等の衣料繊維製品の製造並びに販売を主とした「衣料繊維事業」、不織布・フェルト等の繊維資材製品、テニス・バドミントンガット、釣り糸、産業資材の製造・販売、産業向け機械の設計・製造・販売、環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを主とした「産業機材事業」、ショッピングセンター等の商業施設の開発・賃貸・運営、不動産の建設・販売・賃貸、乗馬・ゴルフ・テニス等のスポーツ施設運営、キッズランド運営、介護事業、保育事業、携帯電話販売やビデオレンタル等のフランチャイズ業を主とした「人とみらい開発事業」、毛布・寝装用品、手編毛糸、家具、馬具・乗馬用品、100円ショップ向け日用雑貨卸、スタンプ・スタンプインクの製造販売、倉庫管理・構内運送を主とした「生活流通事業」を展開しております。“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとしてわたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という企業理念の下、上記のような、人の一生に関わる多様な事業を通じて「みらい生活創造企業」を目指しています。かかる企業理念を実現すべく、ニッケグループは、2016年1月14日、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」を公表し、向こう10年間のニッケグループの目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、中長期的な企業価値の向上を目指して参りました。そして、今期（2021年11月期）は、「ニッケグループRN130ビジョン」の第2フェーズとなる第2次中期経営計画（2021～2023年度）の初年度であり、新型コロナウイルスの影響を注視しつつ、2019年11月期に達成した過去最高の売上利益の水準への回復及びその更新に向けた重要な年度として、成長事業や新規事業への資源の重点配分、海外ビジネスの拡大、資本効率の改善といった基本戦略を遂行しております。

一方、フジコーグループは、本日現在、フジコー及び連結子会社8社で構成され、不織布・フェルトの総合メーカーとして、「公正、誠実な事業活動を行い、全従業員の幸福を追求し、不織布・フェルトの物づくりをとおして社会に貢献する」を基本理念とし、不織布やフェルトの特性を生かした新技術の開発、高温耐熱成型断熱材やNAS電池の電極用フェルトをはじめとする先端技術分野からカーペットなどの日常消費財に至るまで、幅広い分野でお客様とともににより使い勝手の良い商品づくりに邁進しております。

ニッケグループの産業機材事業部門（フジコーグループも同部門に属しています。）が属する産業機材事業においては、近時、特に自動車関連市場と環境関連市場を成長分野として捉えグローバルでの収益拡大を図っています。具体的には、自動車関連市場においては、EV（電気自動車）をはじめとする環境車向け資材では、静音要求の高まりに応える資材やEVモーター結束ひもの販売拡大や欧州やアジアなどのグローバル営業拠点の拡充に取り組んでおります。環境関連市場においては、環境用高性能フィルターは中国江蘇省での工場増設とともに、ごみ焼却施設向け製品の販売拡大により中国でのシェア10%を目指しております。グローバルベースでの脱炭素の潮流に伴い国内外を問わず環境規制が強化され、環境に対する社会の关心や意識が高まっているところであり（特に、中国政府の環境対策本格化や米国のパリ協定復帰等）、EV関連資材や環境関連資材の需要は国内市場以上にグローバル市場において拡大することが見込まれる状況にあり、海外市場をターゲットとした事業の拡大が急務となっております。

フジコーグループの事業は、環境・エネルギー資材、工業資材、建装・自動車資材等産業用不織布の製造・販売を主としておりますが、国内市場規模が頭打ち傾向にある中、中国をはじめとした新興国の台頭による輸入不織布の増加等による激しい価格競争に晒されております。このような環

境の中、フジコーグループが持続的発展を遂げるためには、海外の成長市場への進出による現地需要の取り込みと、継続して斬新で魅力ある新製品を市場に投入し、新たな需要を創出していくことが重要であると考え、重点施策として、「グローバル展開」、「付加価値の創出」、「生産拠点の整備」「強固な事業基盤の構築」を掲げ、収益体質の改善に注力しております。

ニッケグループとしては、上記のとおり成長が期待される自動車関連市場や環境関連市場において、今後、海外市場への事業拡大が急務であると考えており、特に不織布ビジネスにおいては強力な海外メーカーとの競争環境をニッケの子会社であるアンビック株式会社（以下「アンビック」といいます。）単独で構築するには限界があり、協業できるパートナーを模索していたところ、フジコーの成長戦略・課題と合致し、ニッケ、アンビック及びフジコーは、2020年5月14日付で資本業務提携契約を締結いたしました。上記資本業務提携におけるシナジーとしては、購買販売管理ノウハウや情報の共有、共同研究・開発、海外における販売網やネットワークの相互利用等と想定しており、現在に至るまで、主にアンビックが展開する不織布ビジネスを通じて提携関係を強化して参りました。具体的には、ニッケグループとフジコーグループの各分野における人材交流が実現したほか、フジコーの館林工場のフェルト生産をアンビックへ移管するといった生産体制の再編が可能となりました。また、海外事業の推進という観点では、ニッケグループ及びフジコーグループがそれぞれ有する海外拠点を軸に、相互の製品の販売促進に向けた営業活動の強化といった施策も進め参りました。

一方で、ニッケグループとしては上記資本業務提携を通じて様々な施策を進めて参りましたが、現状の資本業務提携関係下では、購買販売管理ノウハウや情報の共有、共同研究・開発の実施、海外における販売網やネットワークの相互利用といった想定していたシナジーは十分に発揮されていないと考えております。例えばニッケグループの中期経営計画である「RN130ビジョン第2次中期経営計画（2021～2023年度）」において基本戦略に掲げている海外ビジネスの拡大（産業機材事業における海外事業拡大、フジコーとの連携）について、海外におけるアンビックとフジコーの販売拠点の相互補完による事業拡大を目指しておりましたが、フジコーの上場会社としての独立性やフジコーの少数株主との利益相反の可能性を考慮すると一定の限界があることから、現状の資本業務提携関係下では販売網やネットワークの相互利用には至っておりません。また、ニッケグループとしては、上記資本業務提携を通じた協業の中で、フジコーグループにおける生産設備稼働率・生産性向上、意思決定スピードの迅速化等に関しては今後改善の余地があると考えておりますが、購買販売管理ノウハウや情報の共有、共同研究・開発の実施も含めて、これらの施策を推進していくにおいても、フジコーの上場会社としての独立性やフジコーの少数株主との利益相反の可能性を考慮すると一定の限界があります。以上のことから、上記資本業務提携契約締結時に想定していたシナジーを十分に発揮するべく、かかる施策をより推進し、ニッケグループ及びフジコーグループの企業価値を最大限に高めるためには、フジコーをニッケの完全子会社とする必要があると考えるに至りました。そこで、2020年12月、ニッケはフジコーに対して、完全子会社化に向けての協議を開始したい旨の初期的な申入れを行いました。

フジコーとしては、ニッケからの申入れを受ける以前から業績が低迷しており、また、新型コロナウィルスの影響により建装・自動車資材部門の業績が大きく低下している状況に鑑み、可及的速やかにその経営を抜本的に改善する必要があるものと考えております。具体的には、生産性の低い製造体制や管理体制に起因する高コスト体質を改善する必要があるほか、稼働率の低い生産設備

の適切な統廃合といった対策を講じる必要性が極めて高い状況にあるものの、フジコー単独でかかる対策を講じるには時間と多大なコストが必要であると認識しておりました。かかる経緯を踏まえ、フジコーとしても、ニッケの完全子会社となることで、ニッケグループからさらなるサポートを受けることができれば、フジコーの経営状況の改善が促進されるものと考え、ニッケからの初期的な提案の申入れを受けて、ニッケによるフジコーの完全子会社化を前向きに検討しました。その結果、フジコーとしても、ニッケの完全子会社となることで、ニッケグループが保有する生産設備との統廃合の促進、人材面のさらなる支援といったサポートを受けることが可能となること、また、アンビックと一緒に不織布事業の経営にかかる意思決定を迅速化し機動的な施策の実現が可能となることにより、より早期に上記課題の抜本的な解決が図れるほか、上場維持に要する費用が削減でき、当該資金を成長投資等に振り向けることも可能となることから、これらを積み重ねることにより、フジコーの企業価値を確実に向上させることができるとの結論に至りました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、ニッケ及びフジコーは、本株式交換によりフジコーがニッケの完全子会社となることが、ニッケ及びフジコーのそれぞれの企業価値の向上ひいては両社グループの企業価値向上に資するものであり、ニッケ及びフジコーの双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、両社において、本株式交換にかかる検討及び協議を経て合意に至り、本日、両社の取締役会決議により、ニッケがフジコーを完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

①定時株主総会基準日（フジコー）	2021年3月31日
②本株式交換契約締結にかかる取締役会決議日（両社）	2021年5月13日
③本株式交換契約締結日（両社）	2021年5月13日
④定時株主総会開催日（フジコー）	2021年6月29日（予定）
⑤最終売買日（フジコー）	2021年8月27日（予定）
⑥上場廃止日（フジコー）	2021年8月30日（予定）
⑦本株式交換の効力発生日	2021年9月1日（予定）

(注1) 本株式交換は、ニッケにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換にかかる手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

ニッケを株式交換完全親会社、フジコーを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、本株式交換は、ニッケにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、フジコーにおいては、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2021年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当の内容

	ニッケ (株式交換完全親会社)	フジコー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	3.05
本株式交換により 交付する株式数	ニッケの普通株式：1,905,164 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

フジコー株式1株に対して、ニッケの普通株式（以下「ニッケ株式」といいます。）3.05株を割当て交付いたします。ただし、ニッケが保有するフジコー株式（本日現在307,000株）については、本株式交換によるニッケ株式の割当を行いません。

なお、上記の本株式交換にかかる割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するニッケ株式の数

ニッケは、本株式交換に際して、本株式交換によりニッケがフジコーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のフジコーの株主名簿に記載又は記録されたフジコーの株主（ただし、ニッケを除きます。）に対して、その所有するフジコー株式の株式数の合計に3.05を乗じた数のニッケ株式を割当て交付する予定です。なお、ニッケは、かかる交付に当たり、ニッケが保有する自己株式（2020年11月30日現在14,752,611株）を充当する予定であり、新たに新株式は発行しない予定です。なお、フジコーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求にかかる株式の買取りによってフジコーが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付するニッケ株式の総数については、フジコーによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニッケの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるフジコーの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、ニッケの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びニッケの定款の規定に基づき、単元未満株主がニッケに対し、自己の保有するニッケの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のニッケ株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株主がニッケに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、フジコーの株主に交付されるニッケ株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のニッケ株式を売却し、かかる売却代金をその 1 株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるフジコーの株主にお支払いします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

フジコーは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換にかかる割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ニッケ及びフジコーは上記 1. 「本株式交換の目的」に記載のとおり、2020 年 12 月にニッケからフジコーに対して本株式交換について申し入れ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、ニッケがフジコーを完全子会社とすることが、ニッケ及びフジコーの企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

ニッケ及びフジコーは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記 2. （3）「本株式交換にかかる割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性を確保するため、ニッケはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、フジコーは株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、ニッケは弁護士法人中央総合法律事務所（以下「中央総合法律事務所」といいます。）を、フジコーは弁護士法人ほくと総合法律事務所（以下「ほくと総合法律事務所」といいます。）及び渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「渥美坂井法律事務所」といいます。）をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

ニッケは、第三者算定機関であるみずほ証券から 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中央総合法律事務所からの助言、ニッケがフジコーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

フジコーは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である AGS コンサルティングから 2021 年 5 月 12 日付で受領した株式交換比率算定書、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言、並びに、下記（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、ニッケとの間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書及びフジコーがニッケに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、ニッケ及びフジコーは、それぞれの第三者算定機関から得た算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回にわたり重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものという判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、本日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意の上、変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

ニッケの第三者算定機関であるみずほ証券及びフジコーの第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、いずれも、ニッケ及びフジコーから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

みずほ証券は、ニッケ及びフジコーの株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法（2021年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヵ月間、3ヵ月間、6ヵ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるニッケの1株当たり株式価値を1とした場合のフジコーの評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	2.52～2.73
DCF法	1.73～3.09

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。加えて、みずほ証券は、両社の事業見通し及び財務予測について、両社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、ニッケの事業見通し及び財務予測については、ニッケの了承の下、その財務予測の実現可能性を考慮して一定の修正を加えた財務予測を採用しております。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査

定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

なお、ニッケの財務予測には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期において、持分法による投資利益の減少に伴い、経常利益が約8,095百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、2022年11月期において、2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の特別損失などの減益要因がないことから、税引前当期純利益が約9,871百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでおります。一方、フジコーの財務予測には対前年度比較において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期から2024年3月期にかけて、東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況が緩やかに正常化に向かうこと、及び2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善により、2022年3月期の営業損失が約129百万円、経常損失が約19百万円、2023年3月期の営業損失が約13百万円、経常利益が約96百万円、2024年3月期の営業利益が約108百万円、経常利益が約218百万円、税引前当期純利益が約218百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでおります。また、2022年3月期に一関工場の火災にかかる保険金の特別利益を見込んでいることから、2022年3月期の税引前当期純利益が約441百万円と対前年度比較で30%以上の増益となることを見込んでいる一方、2023年3月期においては、一過性の特別利益の増益要因がないことから、税引前当期純利益が約96百万円と対前年度比較で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、ニッケ及びフジコーの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

AGSコンサルティングは、ニッケ株式及びフジコー株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、ニッケ株式の1株当たり株式価値を1とした場合のフジコー株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	2.52～2.73
DCF法	2.23～4.11

市場株価法においては、ニッケについては、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるニッケ株式の基準日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、フジコーについては、2021年5月12日を基準日として、東京証券取引所JASDAQにおける基準日の直近取引成立日である2021年4月26日の株価終値、2021年4月13日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年2月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

月間の終値単純平均値、2020年11月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

D C F法においては、ニッケについては、ニッケが作成した事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、フジコーについては、フジコーが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

A G Sコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、ニッケ及びフジコーから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でA G Sコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。A G SコンサルティングがD C F法による算定の前提としたニッケ及びフジコーの財務予測については、A G Sコンサルティングにおいて、ニッケ及びフジコーのそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

A G SコンサルティングがD C F法による算定の前提としたニッケの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期の経常利益8,307百万円と前期比大幅な減益を見込んでおります。これは主に持分法による投資利益の減少によるものであります。また、2022年11月期の税金等調整前当期純利益9,753百万円と前期比大幅な増益を見込んでおります。これは主に2021年11月期に発生したコロナ関連損失などの一過性の減益要因がないことによるものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、A G SコンサルティングがD C F法による算定の前提としたフジコーの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期の営業損失106百万円、2023年3月期の営業利益33百万円、2024年3月期の営業利益154百万円と前期比大幅な損益の改善を見込んでおります。これは主に東京オリンピックの影響で大型展示会場が報道拠点に転用されたことによる展示会減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況の悪化から緩やかに正常化に向かうこと、2020年10月における一関工場の火災により焼失した生産設備の再建による生産能力の回復・生産効率の改善による売上高改善・利益貢献を見込んでいるものであります。なお、当該財務予測は、上場維持コストの削減を除き、本株式交換の実施を前提としておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2021年9月1日（予定）をもって、フジコーはニッケの完全子会社となり、完全子会社となるフジコー株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2021年8月30日付で上場廃止（最終売買日は2021年8月27日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所JASDAQにおいてフジコー株式を取引することはできません。

この点、本株式交換の対価であるニッケ株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるニッケ株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、フジコーの株主の皆様のうちニッケ株式を100株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、フジコーの株主の皆様のうち、ニッケ株式を100株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式となるため、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様の希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記2.（3）の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（3）の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、フジコーの株主の皆様は、最終売買日である2021年8月27日（予定）までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有するフジコー株式を従来どおり取引することができます。

（4）公正性を担保するための措置

ニッケ及びフジコーは、ニッケが、既にフジコー株式307,000株（2021年3月31日現在の発行済株式総数1,000,000株から自己株式68,356株を控除した931,644株に占める割合にして32.95%（小数点以下第三位を切り捨て。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、フジコーがニッケの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には下記4.（13）「当事会社間の関係」に記載のとおりの関係があることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニッケは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2021年5月12日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ニッケは、みずほ証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、フジコーは、両社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定し、2021年5月12日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、フジコーは、AGSコンサルティングより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ニッケは、中央総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。なお、中央総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、フジコーは、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、ほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所は、両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

フジコーは、ニッケが、既にフジコー株式 307,000 株（保有割合：32.95%）を保有しており、フジコーがニッケの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には下記 4. (13) 「当事会社間の関係」に記載のとおりの関係があることから、上記（4）の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

① 特別委員会の設置及び答申書の取得

フジコーは、本株式交換にかかるフジコーの意思決定に慎重を期し、また、フジコーの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがフジコーの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2021年1月15日、ニッケとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ているフジコーの社外取締役である清水修氏（弁護士 MASS パートナーズ法律事務所）、作井治人氏、ニッケとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ているフジコーの社外監査役である武村博善氏、並びにニッケとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である池田勉氏（公認会計士 赤坂有限責任監査法人）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、特別委員会の委員の報酬は、固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれおりません。

フジコーは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換はフジコーの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえ、本株式交換がフジコーの少数株主にとって不利益でないこと、(e) 上記 (a) 乃至 (d) を踏まえ、本株式交換を行うことの是非（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問するとともに、(I) 本株式交換に係る調査（本株式交換に関するフジコーの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るフジコーのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めるなどを含む。）が行うことができる権限、(II) フジコーに対

し、(i) 本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び(ii) 本特別委員会自ら相手方当事者（本株式交換に関与するその役職員及び本株式交換に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、
(III) フジコーが選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、フジコーが選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、フジコーは本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする権限、(IV) 特に必要と認めるとときは、フジコーの費用で特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を付与いたしました。特別委員会は、2021年2月10日以降2021年5月12日までに、会合を合計8回開催したほか、会合外においても電子メール等で情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、フジコーの法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所、財務アドバイザーであるAGSコンサルティングの実績、独立性等について確認の上その選任を承認いたしました。その上で、フジコーから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、株式交換比率の算定の前提となるフジコーの事業計画の策定手続及び内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、ニッケから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、本株式交換後のフジコーの経営方針、フジコーの完全子会社化の方法として株式交換を選択した理由、株式交換比率についての考え方等についての説明を受け、質疑応答等を行いました。また、フジコーの法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所から、本株式交換に係るフジコーの取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、特別委員会の運営方法、ニッケに対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答等を行いました。また、AGSコンサルティングから、ニッケに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果の説明を受け、質疑応答を行いました。また、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行いました。さらに、法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所の助言を踏まえて、株式交換比率等の交渉方針について承認し、AGSコンサルティングに対して指示を行う等、ニッケとの間の株式交換比率に関する交渉に実質的に関与しました。

特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、
(a) 本株式交換は、フジコーがニッケの完全子会社となることにより、ニッケが有する豊富な人的・物的経営資源の利活用や支援、特にニッケグループが保有する生産設備との統廃合や海外展開での協業等をより一層促進させることにより、フジコーの企業価値の向上に資することが期待でき、本株式交換の目的は合理性があると認められること、(b) (i) フジコーは特別委員会を設置し、特別委員会は、ニッケとの交渉過程への関与の基本方針として、直接の交渉はフジコーの社内者及びアドバイザーが行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与したこと、フジコーは上記協議・交渉の過程において第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーであるほくと総合法

律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を参考に、ニッケに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて取引条件を慎重に検討したこと、利害関係を有する取締役及び監査役をニッケとの協議・交渉過程に参加させなかつたこと等によって本株式交換が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、フジコーの企業価値を高めつつ少数株主にできる限り有利な条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保し、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられること、(ii) 株式価値算定の合理性及び合意された株式交換比率と算定結果の関係については、フジコーの事業計画の作成過程及びその重要な前提条件並びにAGSコンサルティングによるフジコー及びニッケの株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、本株式交換比率は市場株価法による算定レンジの上限値を超えることなく、DCF法による算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められること、本株式交換比率は本特別委員会で確認を行った過去の同種事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色のないものであること、(iii) 本株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性については、本株式交換の対価であるニッケ株式は東京証券取引所に上場されているためフジコーの株主が取得することとなる株式の流動性が確保されること、本株式交換はフジコーの株主にニッケ株式を対価として交付する取引であるためフジコーの少数株主は、ニッケ株式の保有を通じて、本株式交換後も引き続きフジコーの企業価値の向上によるメリットを間接的に享受することができるなど踏まると、本株式交換の方法及びフジコーの株主に交付される本株式交換の対価の種類について特に不合理な点は認められないこと等から、本株式交換の取引条件は妥当性を有するものと認められること、(c) (i) フジコーの取締役会はニッケから独立した社外役員及び外部有識者で構成される特別委員会に諮問し、本特別委員会はニッケとの交渉過程に実質的に関与したと評価できること、(ii) 本株式交換契約締結に係る議案は、フジコーの取締役会において利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を得る予定であること、(iii) 本株式交換に関し独立した財務アドバイザーであるAGSコンサルティング、独立した法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所及び渥美坂井法律事務所からの助言等を取得していること、(iv) 本株式交換に関し独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから株式交換比率に関する算定書を取得しており、その算定の方法及び内容は特に不合理であるとは認められないこと、(v) 本株式交換の開示書類ドラフトによれば適切な情報開示を行うことが予定されていること等から、本株式交換における手続は公正なものと認められること、(d) 上記(a) 乃至(c) から、本株式交換はフジコーの少数株主に不利益ではないと認められ、並びに(e) 上記(a) 乃至(d) から、本株式交換を行うことは妥当であると認められる旨の答申書を、2021年5月12日付で、フジコーの取締役会に対して提出しております。

② フジコーにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

フジコーの取締役のうち、日原邦明氏はニッケの取締役常務執行役員・産業機材事業本部長を、岡本雄博氏はニッケの常務執行役員・経営戦略センター長を、松本泰一氏はニッケの

完全子会社であり、フジコーとの資本業務提携の当事者でもあるアンビックの取締役開発本部長兼経営管理副本部長をそれぞれ兼務していることから、また、樋口正睦氏は2020年6月までニッケの産業機材事業本部・専任部長を兼務していたことから、利益相反を回避するため、フジコーの取締役会における本株式交換にかかる審議及び決議には参加しておらず、また、フジコーの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

フジコーの監査役のうち、藤川覚氏は中央日本土地建物株式会社（旧商号：日本土地建物株式会社。以下「日土地」といいます。）のグループ会社である中央日土地ファシリティーズ株式会社（旧商号：日土地建設株式会社）の取締役常務執行役員業務部担当 施工サポート部担当を兼務しているところ、日土地は、フジコーのニッケ及びアンビックとの資本業務提携以前においてフジコーの筆頭株主であり、資本業務提携の実行に際して保有する全てのフジコー株式をニッケに譲渡した経緯があることから、審議の公正性に疑義が生じることを避けるため、フジコーの取締役会における本株式交換にかかる審議には参加しておらず、また、フジコーの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

フジコーの取締役会における本株式交換に関する議案は、フジコー取締役10名のうち、日原邦明氏、樋口正睦氏、松本泰一氏及び岡本雄博氏を除く6名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、フジコーの監査役3名のうち、藤川覚氏を除く2名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 株式交換当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	日本毛織株式会社	株式会社フジコー
(2) 所 在 地	神戸市中央区明石町47番地	兵庫県伊丹市行基町一丁目5番地
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 富田 一弥	代表取締役社長 日原 邦明
(4) 事 業 内 容	毛糸・毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売、不動産の売買・賃借・管理・運営並びに開発、産業機械・器具・設備等の設計・製造・修理並びに販売、カルチャー・スポーツ及びレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売、介護、保育施設の運営、その他これらに付帯若しくは関連する事業	不織布・フェルトの製造、販売
(5) 資 本 金	6,465百万円 (2021年2月28日時点)	1,716百万円 (2021年3月31日時点)
(6) 設 立 年 月 日	1896年12月3日	1951年7月6日
(7) 発 行 済 株 式 数	86,478,858株 (2021年2月28日時点)	1,000,000株 (2021年3月31日時点)
(8) 決 算 期	11月30日	3月31日
(9) 従 業 員 数	(連結) 4,770名 (2020年11月30日時点)	(連結) 433名 (2021年3月31日時点)
(10) 主 要 取 引 先	国内外の企業等	泉株式会社 東レ株式会社

(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行				
大株主及び持株比率 (持株比率は自己株式を控除して計算)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.20%	日本毛織株式会社 32.95%				
	株式会社みずほ銀行 4.46%	株式会社みずほ銀行 4.98%				
	株式会社三井住友銀行 4.46%	泉株式会社 3.99%				
	日清紡ホールディングス株式会社 3.85%	フジコー従業員持株会 3.65%				
	株式会社三菱UFJ銀行 3.54%	永井詳二 3.21%				
	株式会社日本カストディ銀行(信託口) 3.36%	株式会社三井住友銀行 2.48%				
	株式会社竹中工務店 2.79%	東レ株式会社 2.32%				
	日本生命保険相互会社 2.44%	日本生命保険相互会社 2.15%				
	ニッケ従業員持株会 2.16%	野添誉之 1.93%				
	帝人フロンティア株式会社 1.95%	楠本学 1.74%				
(2020年11月30日時点)						
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	ニッケは、フジコー株式 307,000 株（保有割合 32.95%）を保有しております。					
人的関係	ニッケの取締役 1 名及び執行役員 1 名がフジコーの取締役を兼務しております。					
取引関係	ニッケとフジコーは、2020 年 5 月 14 日に資本業務提携契約を締結しております。ニッケが保有する不動産をフジコーに一部賃貸しております。					
関連当事者への該当状況	フジコーはニッケの持分法適用関連会社であり、ニッケとフジコーは相互に関連当事者に該当します。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
	ニッケ（連結）					
決算期	2018年11月期	2019年11月期	2020年11月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結純資産	89,135	93,344	95,714	8,875	8,362	7,766
連結総資産	141,644	148,707	147,172	12,745	12,037	10,772
1株当たり連結純資産(円)	1,212.69	1,264.35	1,310.05	9,526.36	8,975.48	8,336.46
連結売上高	110,538	126,401	104,915	8,840	8,519	7,118
連結営業利益	8,368	10,472	9,048	△73	△167	△241
連結経常利益	9,128	11,165	12,655	△15	△120	△22
親会社株主に帰属する当期純利益	5,274	6,520	7,121	△619	△336	△709
1株当たり連結当期純利益(円)	72.26	89.70	98.57	△665.09	△361.70	△761.74
1株当たり配当金(円)	22.00	26.00	27.00	65.00	5.00	5.00

(注1) 両社の売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）は含まれておりません。

5. 株式交換後の完全親会社の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称	ニッケ（日本毛織株式会社）	
(2) 所 在 地	神戸市中央区明石町47番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 富田一弥	
(4) 事 業 内 容	毛糸・毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売、不動産の売買・貸借・管理・運営並びに開発、産業機械・器具・設備等の設計・製造・修理並びに販売、カルチャー・スポーツ及びレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売、介護、保育施設の運営、その他これらに付帯若しくは関連する事業	
(5) 資 本 金	現時点では確定しておりません。	
(6) 決 算 期	11月30日	
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。	

6. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当します。なお、本株式交換に伴い、ニッケの連結財務諸表上、のれん又は負ののれんが発生する見込みですが、発生するのれん又は負ののれんの金額は現時点で未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換により、ニッケの持分法適用関連会社であるフジコーは、ニッケの完全子会社となる予定です。本株式交換がニッケの連結業績に与える影響は現時点では未定であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

（参考）当期業績予想及び前期実績

（単位：百万円）

ニッケ（当期業績予想は2021年4月9日公表分）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2021年11月期)	107,000	8,600	8,200	4,000
前期実績 (2020年11月期)	104,915	9,048	12,655	7,121

フジコー

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
前期実績 (2021年3月期)	7,118	△241	△22	△709